

TOP INFORMATION

預金利子の所得税

法人税額から控除

会社経営は、その業務による利益のみで成り立っているわけではない。他社の株式を保有してその配当金を受け取ったり、預金の利子を受け取ったりすることにより利益を得るケースもある。

ところで会社が受け取る利子や配当などには所得税がかかる。法人なのに所得税を支払うのは妙な気もするが、これらの収入から源泉徴収される所得税の額は、法人税の額から差し引くことができる。所得税額控除だ。

原則として、源泉徴収される所得税は全額が所得税額控除の対象。ただし、①公社債の利子②法人から受ける剰余金の配当もしくは利益の配当、剰余金の分配③集団投資信託の収益の分配④一定の短期公社債以外の割引債の償還差益——などにかかる所得税については、「元本の所有期間に対応する部分」のみが所得税額控除の対象なので注意が必要だ。

元本の所有期間に対応する部分の計算方法は、原則的な方法と簡便法の2種類がある。原則的な方法は、元本の銘柄ごとに「利子配当等に対する所得税額×元本を所有していた期間の月数

÷利子配当等の計算の基礎となった期間の月数」で計算。1カ月に満たない端数は1カ月としてカウントする。

一方、簡便法は利子配当等の計算期間が1年超か否かで計算式が異なる。まず、利子配当等の計算の基礎となった期間の開始時に所有していた元本の数を「A」、期間の終了時に所有していた元本の数を「B」とする。計算期間が1年未満なら、「所得税額×(A+「B-A」×2分の1)÷B」で計算。1年超の場合は、前述の計算式の「2分の1」の部分が「12分の1」になる。控除する所得税額がその事業年度の法人税額より多ければ、控除しきれなかった額は還付となる。

精算課税の「旨味」と「苦味」

税負担なく生前贈与できるが…

相続時精算課税制度の適用を受けて生前贈与された財産は、実際に相続が発生する時まで相続税の課税が繰り延べられる。そのため、この制度を適用した場合、相続税の申告が必要になるものと考えてしまうところだが、基礎控除額（現行では5千万円）などを差し引いて課税が生じないのであれば、申告をせずとも特段問題はない。もちろん、還付を受けたい場合は申告すればいい。

この制度は、あくまでも相続時に税金を「精算」するので、結局は納める相続税額は変わらないというのが原則だ。だから、「使っても使わなくても同じ」と考える人もいるのだが、いつ訪れるのか分からない相続を待たずに、贈与段階で税負担ナシに財産を子に移せることは大きな「旨味」といえるだろう。

さらに相続時の精算では、贈与財産は「贈与時の価額」で相続財産に合算される。そのため、将来的に価値の上昇が見込まれるような資産であれば、制度活用のメリットは大きい。

しかし、一方で精算課税の「苦味」もある。その最たるものは、いったん精算課税を選択すると、贈与税の「暦年課税」が適用されなくなってしまうということだ。贈与については年間110万円までの基礎控除枠があるが、精算課税を選択した場合はこの基礎控除枠は使えず、少額の贈与でも税金が掛かってしまう。これは税負担だけでなく、

税務申告の手間にも繋がるわけだ。ところで、相続発生時に親と子が離れて暮らしている場合、相続税の申告書を親の住所地の税務署に提出するか、それとも子の住所地なのか迷うところだが、これについては、被相続人の死亡時の住所地が日本国内の場合はすべて、被相続人の死亡時における住所地を納税地とし、その納税地の所轄税務署長に申告書を提出することになっている。

各種印刷物の企画・制作、写真撮影、広告全般



印刷メディアを通してのふれあいを大切に。

株式会社 **プリントハウス**

〒040-0022 函館市日乃出町18-1
TEL.0138-54-1551
http://www.print-house.jp/

■札幌支店
〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2-38
ストーク大通ビル5F
TEL.011-219-2027



画額を元別に!! 情報検索マガジン

GATE
毎月 月末発行



函館市内・近郊
2,000件以上の
物件を掲載!

不動産ガイド
毎月20日発行



遊ぶ・食む・買う
函館の街、
まるごと見せます!

**食・飲む
ガイド**



北海道地方法人会々員証

確定申告書に会員証シールを貼りましょう